

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び 所在地 | 契約を締結 した日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------------|--|--------------|--|---------------|--|-----------|-----------|-------|--------------|-------------|-------------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 非常勤・業務支援等システムにおける各機器の 更新について | 支出負担行為担当官 高知労働局総務部長 伊藤 研一 高知市南金田1番39号 | 令和7年9月9日 | コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区笠屋町千本西入笠屋4丁目273番3 | 5130001002985 | システムを導入した業者でなければ、著作権上保守等ができないことから、会計法第29条の3第4項に該当。 | 3,775,090 | 3,291,200 | 87.2% | 0 | — | — | — | |

*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。